

令和5年（2023年）第1回 枚方市教育委員会
定例会議案書

日程 1	教育長報告
---------	-------

案 件 名		
日程 2	報告第21号	臨時代理事項の報告について (1) 府費負担教職員の任免に関する内申について
日程 3	報告第23号	臨時代理事項の報告について (1) 職員の退職について
日程 4	報告第22号	臨時代理事項の報告について (1) 第37期枚方市社会教育委員の委嘱について
日程 5	議案第19号	統括指導主事に関する規程の一部改正について
日程 6	議案第20号	枚方市教育委員会庁内委員会規程の一部改正について

○開催日時 令和5年（2023年）1月26日 午前10時00分から
○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)1月26日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 1 -

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第18号 府費負担教職員の任免に関する内申について

- 2 -

府費負担教職員の任免に関する内申について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年(2023年)1月6日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

- 3 -

(1) 内申

校長採用内申

(2) 所属、氏名

枚方市立枚方中学校 校長 秋山 哲快

(3) 発令日

令和5年(2023年)1月26日

- 4 -

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)1月26日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 5 -

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第20号 職員の退職について

- 6 -

職員の退職について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年(2023年)1月18日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

- 7 -

◇退職 令和5年（2023年）1月25日付け普通退職

所 属	職 ・ 氏 名
学校教育部学校教育室教育研修課 主幹	指導主事 ・ 秋山 哲快

- 8 -

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)1月26日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 9 -

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第19号 第37期枚方市社会教育委員の委嘱について

第 37 期 枚方市社会教育委員の委嘱について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 5 年（2023 年） 1 月 13 日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 11 -

1. 臨時代理の内容

委員の委嘱について

委嘱委員	橋本 有理子氏（所属：関西福祉科学大学）
委員の任期	令和 5 年（2023 年） 1 月 13 日から 令和 5 年（2023 年） 7 月 31 日まで
委嘱理由	大田住吉委員の解嘱に伴い後任を委嘱するもの
参考資料	次ページのとおり

- 12 -

第37期 枚方市社会教育委員名簿

※任期：令和3年(2021年)8月1日～令和5年(2023年)7月31日

氏名	所属	分野	摘要
1 青木 宏平 (あおき こうへい)	NPO法人 NALC「天の川クラブ」	社会教育 (社会教育の関係者)	1期目
2 栗山 直子 (くりやま なおこ)	追手門学院大学	家庭教育 (学識経験を有する者)	2期目
3 榎 正文 (さかき まさふみ)	枚方市小学校長会	学校教育 (学校教育の関係者)	2期目
4 妹尾 忍 (せのおしのぶ)	枚方市民生委員児童委員協議会	家庭教育 (家庭教育の向上に資する活動を行う者)	2期目
5 橋本 有理子 (はしもと ゆりこ)	関西福祉科学大学	社会教育 (学識経験を有する者)	1期目
6 服部 寛治 (はっとり かんじ)	公益財団法人枚方市スポーツ協会	社会教育 (社会教育の関係者)	5期目
7 花崎 有紀子 (はなさき ゆきこ)	ほっとホット絵本	社会教育 (社会教育の関係者)	1期目
8 原田 隆史 (はらだ たかし)	同志社大学大学院	社会教育 (学識経験を有する者)	3期目
9 前田 仁 (まえだ ひとし)	枚方市PTA協議会	家庭教育 (家庭教育の向上に資する活動を行う者)	2期目
10 森 常人 (もり ときひと)	関西外国語大学	社会教育 (学識経験を有する者)	3期目
11 森 美由紀 (もり みゆき)	梅花女子大学	社会教育 (学識経験を有する者)	1期目
12 余田 圭二郎 (よだ けいじろう)	一般社団法人枚方青年会議所	社会教育 (社会教育の関係者)	1期目
13 若田 透 (わかた とおる)	枚方市立中学校長会	学校教育 (学校教育の関係者)	2期目

※50音順に表記しています。

議案第19号

統括指導主事に関する規程の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第12号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和5年(2023年)1月26日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 内容
次ページのとおり

統括指導主事に関する規程の一部を改正する規程

統括指導主事に関する規程（平成28年枚方市教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

統括指導主事等に関する規程

第1条中「統括指導主事」を「総括指導主事及び副総括指導主事（以下「総括指導主事等」という。）」に改める。

第2条中「統括指導主事」を「総括指導主事等」に改める。

第3条中「統括指導主事」を「総括指導主事等」に改め、同条第1号中「所属指導主事」を「指導主事」に改め、同条に次の1項を加える。

2 総括指導主事は、副総括指導主事が複雑な事務を処理するに当たり、副総括指導主事に必要な助言を行うものとする。

第4条及び第5条中「統括指導主事」を「総括指導主事等」に改める。

附 則

この規程は、令和5年2月1日から施行する。

議案第19号参考資料

統括指導主事に関する規程の一部改正について

新（改正後）	旧（現行）
<p><u>総括指導主事等に関する規程</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、<u>総括指導主事及び副総括指導主事（以下「総括指導主事等」という。）</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（指名）</p> <p>第2条 教育長は、枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則（平成15年枚方市教育委員会規則第4号）第3条第1項に規定する主幹の職にある指導主事のうちから、<u>総括指導主事等を</u>指名するものとする。</p> <p>（担当事務）</p> <p>第3条 <u>総括指導主事等の</u>担当事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1） <u>指導主事</u>に対する指導助言を行うこと。</p> <p>（2） 【略】</p> <p><u>2 総括指導主事は、副総括指導主事が複雑な事務を処理するに当たり、副総括指導主事に必要な助言を行うものとする。</u></p> <p>（指揮監督）</p> <p>第4条 <u>総括指導主事等は</u>、その担当事務を処理するに当たっては、</p>	<p><u>統括指導主事に関する規程</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、<u>統括指導主事</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（指名）</p> <p>第2条 教育長は、枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則（平成15年枚方市教育委員会規則第4号）第3条第1項に規定する主幹の職にある指導主事のうちから、<u>統括指導主事を</u>指名するものとする。</p> <p>（担当事務）</p> <p>第3条 <u>統括指導主事の</u>担当事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1） <u>所属指導主事</u>に対する指導助言を行うこと。</p> <p>（2） 【略】</p> <p>（指揮監督）</p> <p>第4条 <u>統括指導主事は</u>、その担当事務を処理するに当たっては、所</p>

新（改正後）	旧（現行）
所属部長の指揮監督を受けるものとする。 （補則） 第5条 この規程に定めるもののほか、 <u>総括指導主事等</u> に関し必要な事項は、教育長が別に定める。	属部長の指揮監督を受けるものとする。 （補則） 第5条 この規程に定めるもののほか、 <u>統括指導主事</u> に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

- 17 -

議案第20号

枚方市教育委員会庁内委員会規程の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第12号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和5年(2023年)1月26日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 内容

次ページのとおり

- 18 -

枚方市教育委員会庁内委員会規程の一部を改正する規程

枚方市教育委員会庁内委員会規程（平成26年枚方市教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表枚方市立学校園安全対策検討委員会の項の次に次のように加える。

枚方市教育委員会 支援教育充実検討委員会	生活上又は学習上の困難を抱える児童及び生徒への学校教育における指導及び支援（以下「支援教育」という。）の充実について検討するた	支援教育の充実に関すること。	学校教育 部長	総合教育 部長	学校教育 部教育支援室 児童生徒支援課
-------------------------	---	----------------	------------	------------	---------------------------

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

議案第20号参考資料

枚方市教育委員会庁内委員会規程の一部改正について

新（改正後）						旧（現行）					
別表（第3条関係）						別表（第3条関係）					
名称	目的	担当事務	委員長	副委員長	所管部署	名称	目的	担当事務	委員長	副委員長	所管部署
枚方市立学校園安全対策検討委員会	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	枚方市立学校園安全対策検討委員会	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】
枚方市支援教育充実検討委員会	生活上又は学習上の困難を抱える児童及び生徒への学校教育における指導及び支援（以下「支援教育」という。）の充実について検討するため。	支援教育の充実に関すること。	学校教育 部長	総合教育 部長	学校教育 部教育支援室 児童生徒支援課						
児童の放課後対策検討委員会	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	児童の放課後対策検討委員会	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】